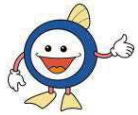


下水道未接続世帯戸別訪問事業を実施しています

下水道供用開始区域内の未接続世帯を対象に、戸別訪問を実施しています。
普及推進員（2人1組・市の身分証明書を携帯）が下水道事業に関する意見などをお聞きします。
訪問は夜間・休日になる場合がありますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

期間限定



水洗便所等改造奨励金グループ申請制度

複数の人がグループとなって下水道へ接続する場合に奨励金を交付します。
下水道への接続を促進するための、期間限定（令和3年度まで）の制度です。

対象者（次のすべてに該当する方）

- 排水設備の設置義務者であること
- くみ取りトイレまたはし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する方（新築は対象外）
- 官公署、会社およびその他の法人でないこと
- 市税、公共下水道受益者負担金および分担金、ならびに上下水道料金の滞納がないこと
- 現行の奨励金制度（早期接続奨励金）を申請しないこと

支給額 グループの人数によって奨励金の額を設定します。

| グループ全体の工事件数 | 支給額（1件につき） |
|-------------|------------|
| 2～4件 | 2万円 |
| 5～7件 | 4万円 |
| 8件以上 | 6万円 |

申請方法

「吉野川市下水道排水設備指定工事店」*に工事を依頼し、排水設備確認申請書とともに、水洗便所等改造奨励金交付申請書および同時申請者名簿を提出してください。

ただし、グループのメンバー全員分を同時に提出してください。

申請後のメンバーの追加・変更はできません。

*宅内排水設備を下水道へ接続するための工事は「吉野川市下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。

指定工事店については市ホームページで確認いただくか、下水道課（東館1階）まで問い合わせください。

支給にあたっての基本条件

- グループ全員が工事を完了し（工期厳守）、市が行う検査が終わっていること
- 排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していると認められること

●申し込み受付期間（令和3年度分）：4月1日（木）～12月末日まで

（工事を令和4年2月末日までに完了できるもの）

●申し込みから振込みまでの流れ

★申請者（グループ全員分）



●問い合わせ・申し込み 下水道課 ☎22-2258 FAX22-2254

子どもの医療費助成制度を拡大します!

令和3年10月から子どもはぐくみ医療費助成事業の対象年齢を「中学校修了まで」から「18歳に達する年度末まで」に拡大します。

今回新たに医療費の助成対象となるお子さんについては、7月下旬に申請書を送付する予定です。

なお、現在、子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの中学校修了までのお子さんについては、今回の制度改正による申請の必要はありません。ただし、氏名・住所・保険証の内容などに変更があった場合は、従来どおり14日以内に届け出てください。



育児用品購入費助成事業と出産祝金が4月から変わります

子どもの医療費助成制度拡大に伴い、育児用品購入費助成事業と出産祝金を次のとおり見直します。

○育児用品購入費助成事業助成額

1. 助成額

| 誕生日 | 上限額 | |
|-----------------------|-------|-----|
| | 乳児 | 幼児 |
| 令和2年3月31日まで | 4万円 | 4万円 |
| 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで | 4万円 | 0円 |
| 令和3年4月1日以降 | 2万5千円 | 0円 |

2. 助成対象用品

| 誕生日が令和3年3月31日まで | 誕生日が令和3年4月1日以降 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○授乳用品 粉ミルク・液体ミルク 搾乳器 哺乳瓶（乳首のみも含む） ○おむつ用品等 おむつ 清拭用品（手口ふき、おしりふき、洗浄綿など） トレーニングパンツ おまる・補助便座 ○沐浴用品 ベビーバス ○おでかけ用品 ベビーカー・チャイルドシート だっこひも・おんぶひも ○その他 ベビーベッド・歩行器・ベビーゲート | <ul style="list-style-type: none"> ○授乳用品 粉ミルク・液体ミルク 搾乳器 哺乳瓶（乳首のみも含む） 哺乳瓶専用の消毒用品 ○おむつ用品等 おむつ 清拭用品（手口ふき、おしりふき、洗浄綿など） ○おでかけ用品 ベビーカー、チャイルドシート ○その他 ベビーベッド 乳児用布団 |

○出産祝金

| | 支給額 | |
|--------|----------------|---------------|
| | 令和3年3月31日までに出生 | 令和3年4月1日以降に出生 |
| 第1子目 | 1万円 | 1万円 |
| 第2子目 | 2万円 | |
| 第3子目 | 5万円 | |
| 第4子目以降 | 10万円 | |

●問い合わせ 子育て支援課 ☎22-2266 FAX22-2245